

玉名市空き家活用促進モデル補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内における空き家の有効活用による地域資源を利用した持続可能な地域づくりを促進するため、空き家の改修等を行う者に対し、予算の範囲内で空き家の改修等に要する費用の補助を行う事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その改修等の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。
- (2) 改修等 空き家の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等をいう。
- (3) 中心集落等 役場等の行政機能、事業所等の集積が見られる地域の中心的な集落（建築物の敷地相互間の最短距離が原則として50メートル以内で、建築物が連たんしている区域をいう。）をいう。
- (4) 地域活性化型改修事業 地域活性化のため、国の空き家対策総合支援事業補助金又は社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業の要件に合致する、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設及び地域への定住を促進するための空き家の改修等をいう。
- (5) セーフティーネット住宅型改修事業 社会資本整備総合交付金の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業の要件に合致する、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の用に供するために行う空き家の改修をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 前項の補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 玉名市空き家活用促進モデル事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家活用促進モデル補助事業補助金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項に定める申請書には、次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算（決算）書（様式第3号）

- (3) 実施設計書（付近見取図、配置図、各階平面図又はその他補助対象工事内容が分かる書類）
- (4) 空き家であることの確認書（様式第4号）
- (5) セーフティーネット住宅型改修事業の場合は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第3項の規定による登録通知書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、補助対象に係る工事の着手前に行うものとし、その提出部数は、1部とする。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (3) 国の空き家対策総合支援事業補助金又は社会資本整備総合交付金の要件に合致する事業であること。
- (4) 申請者は、補助金を交付の目的に反して使用しないこと。
- (5) 事業計画が次のいずれかに該当すること。
 - ア 申請に係る空き家が中心集落等に存在していること。
 - イ 玉名市が定める玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略又はこれに類する計画に基づき、地域の拠点性の向上に資する事業であること。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請を受理した場合において、審査の上、交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは、空き家活用促進モデル補助事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容等について次に掲げる変更事由が生じたときは、空き家活用促進モデル補助事業補助金変更申請書（様式第6号）に第4条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係るもの添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じる内容の変更
- (2) 補助金の額に変更を生じない内容の変更

2 市長は、前項の規定により変更申請書の提出があり、当該変更申請書に係る変更の内容等が適正であると認めた場合において、前項第1号に該当するときは空き家活用促進モデル補助事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により、

前項第2号に該当するときは空き家活用促進モデル補助事業変更承認通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 申請者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（申請者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

3 第6条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

（補助事業の遂行）

第10条 申請者は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（状況報告）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。

（補助事業の遂行等の命令）

第12条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該申請者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、申請者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(事業の中止及び廃止)

第13条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、空き家活用促進モデル補助事業中止（廃止）申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認は、空き家活用促進モデル補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第10号）により行うものとする。

(完了期日の変更)

第14条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、次に掲げる書類を添付して空き家活用促進モデル補助事業未完了報告書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

(1) 工事の工程表

(2) 工事の現況写真

(実績報告等)

第15条 申請者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の成果を記載した空き家活用促進モデル補助事業実績報告書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める報告書には、次に定める書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第13号）

(2) 収支予算（決算）書

(3) 工事契約書の写し

(4) しゅん工写真

(5) 耐震性に関する報告書（様式第14号）

3 第1項の実績報告書の提出期限は、完了の日から起算して15日を経過した日又は事業の完了した日の属する市の会計年度の1月31日のいずれか早い日までとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、補助事業の完了又は中止（廃止）に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空き家活用促進モデル補助事業補助金交付確定通知書（様式第15号）により当該申請者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、補助事業の完了、中止又は廃止に係る補助事業の成果の報告を

受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該申請者に対して命ずることができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求等)

第18条 第16条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた申請者は、補助金を請求するとき（補助金等の概算払又は前金払を受けようとするときを含む。）は、空き家活用促進モデル補助事業補助金請求書（様式第16号）又は空き家活用促進モデル補助事業補助金概算払請求書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金等の概算払又は前金払に係る請求書の提出があった場合において、概算払又は前金払をすることが適当であると認めるときは、補助金等の交付の決定額の範囲内において補助金等を交付することができる。

(決定の取消し)

第19条 市長は、申請者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関する補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、申請者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第21条 申請者は、第19条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
(他の補助金等の一時停止等)

第22条 市長は、申請者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第23条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業のは正のための措置の命令をするときは、当該申請者に対してその理由を示さなければならない。

(処分等)

第24条 申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 申請者は、前項に規定する財産については、10年間、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(立入検査等)

第25条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、申請者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(証拠書類の保管期間)

第26条 申請者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を10年間保管しなければならない。
(広報等への協力)

第27条 市長は、申請者に対し、改修等を実施した空き家の活用状況等に関する報告やホームページによる事例の紹介等について、必要な協力を求めることがある。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

地域活性化型改修事業の場合

補助対象経費	補助率
空き家対策総合支援事業補助金又は社会資本整備総合交付金の要件に合致する空き家の改修等に要する費用	3分の2以内

別表第2（第3条関係）

セーフティーネット住宅型改修事業の場合

補助対象経費	補助率
社会資本整備総合交付金の要件に合致する空き家の改修等に要する費用	3分の2以内